

ケアマネジャーだより

— 介護保険の支援サービス —

今回は、まず通所して利用する2つのサービスについてお話しします。

○ 通所介護（デイサービス）

《要介護1～5の人》

デイサービスセンターなどに通い、入浴・食事など日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を日帰りで受けられます。

《要支援1～2の人》（介護予防通所介護）

食事サービスや生活行為向上の支援、利用者の目標に合わせた共通的サービスとその目的に合わせた選択的なサービス（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上など）が提供されます。

○ 通所リハビリテーション（デイケア）

《要介護1～5の人》

介護老人保健施設や医療機関等で、食事・入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションが日帰りで受けられます。

《要支援1～2の人》（介護予防通所リハビリテーション）

その人の目的に合わせた選択的なサービス（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上）が提供されます。



次に、施設に短期入所するサービスについてお話しします。

○ ショートステイ

介護老人福祉施設や医療施設などに短期間入所して日常生活上の支援や機能訓練などが受けられる宿泊型のサービスです。

サービス費用は介護老人福祉施設と介護老人保健施設によって、また個室か多床室かなども異なっています。

これまでお話ししましたいろいろな介護サービスや、今回の通所型のサービスやショートステイについて、詳しくお聞きになりたい方、利用するにはどうしたらいいのかお知りになりたい方は、ケアマネジャーさんに相談してみてください。利用される方の状態や希望に応じてわかりやすく説明や相談にのっていただけます。

また介護保険を担当している市役所高年福祉課・地域包括支援センター・居宅介護支援事業所も相談にのっていただけます。

